

処分基準

B - e - 2

平成27年 4月 1日作成

法令名： 道路交通法
根拠条項： 第51条の3第3項
処分概要： 指定車両移動保管機関の指定の取消し
原権者（委任先）： 愛知県公安委員会
法令の定め： <ul style="list-style-type: none">・ 道路交通法第51条の3第3項（指定車両移動保管機関）・ 指定車両移動保管機関等に関する規則第9条（指定の取消しの手続等）
処分基準： <ul style="list-style-type: none">・ 処分の性質上、個別具体的な判断せざるを得ない処分であって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められるものである。
問い合わせ先： <u>愛知県警察本部交通指導課駐車係</u> (052-951-1611 内線 <u>5133</u>)
備考：